

総務常任委員会会議録

令和3年6月21日

寒 川 町 議 会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長

茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 野崎総務部長、伊藤総務課長、辻井主査、戸村町民部長、徳江町民窓口課長、執行主査
案 件

（付託議案）

1. 議案第33号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について
2. 議案第34号 寒川町手数料条例の一部改正について

午後1時15分 開会

【黒沢委員長】 本会議の休憩中ではございますけども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の本委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございますので、よろしくお願いいたします。また、次第のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、その後、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室まで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第33号 寒川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。本日は、議案の追加に伴いまして委員会を開催していただき、ありがとうございます。

それでは、付託議案の1、議案第33号 寒川町個人情報保護条例の一部改正についての審査をお願いいたします。説明は伊藤総務課長から行います。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、議案第33号 寒川町個人情報保護条例の一部改正についてをご説明いたします。

本議案につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部改正されることに伴い、条文の整理を図るため提案するものであります。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料01議案第33号寒川町個人情報保護条例の一部改正についての3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正条文は、第23条の2でございます。本条文につきましては、町などの実施機関が個人情報の訂正の請求について訂正をする決定をした場合に、その決定に基づき町など実施機関が保有しているマイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報の情報提供や情報照会などの記録について訂正した場合は、必要に応じ総務大臣及び法や条例による条項照会者や情報提供者に遅滞なく通知をすることを定めているものでございます。

改正内容につきまして、まず1点目でございますが、条例第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。この改正は、令和3年5月19日に公布されましたデジタル庁設置法第6条の規定により、デジタル庁の長は内閣総理大臣とすると定めていることによるものです。

続きまして、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めます。この改正は、引用している番号法第19条に第4号として、従業員が転職などをした場合において、従業員本人の同意を得て使用者の間で必要な限度で特定個人情報の提供を可能とする規定が追加されたことにより、本条例が引用している号が1号繰り下がったことによるものです。

最後に、附則といたしまして、本条例は令和3年9月1日から施行するものでございます。デジタル庁設置法及び番号法の施行に合わせた日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 それじゃ、何点かお聞きします。今回の条例改正なんですけど、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関するところから発生したと思うんですけど、これに関してまず1つは、デジタル庁の責任者というものが今回できたということで、内閣総理大臣が責任者ということになりますけど、このことについて何か町として変わるものがあるのか、影響があるのかというのをまずお聞きします。

それと、番号法19条に4号が追加されたということなんですけど、これに関して今説明がありましたけど、従業員等の情報提供ができることになるということなんですけど、これに関して町とか、町民に対して何か影響というものがあるのかを確認します。

それと、今回の関係法律の制定なんですけど、町の個人情報保護条例について、ほかの条例の改正というものは今のところないのか、そういうのを確認したいと思います。

以上です。

【黒沢委員長】 ただいまの質疑に対しての答弁を求めます。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 ご質問のありました1点目につきまして、まずお答えいたします。デジタル庁の長が総務大臣から内閣総理大臣に代わったというところに対する町としての影響があるのかということにつきましては、町では特に手続き上等で影響を受ける部分はないと考えております。

そして、2点目の従業員の情報提供という番号法の改正の内容でございますが、こちらにつきましても、町として事務手続き上何か支障があるということは基本的にはないと考えております。あくまで事業者間による情報の提供を可能とするという法改正になっておりますので、町の事務処理上の問題はな

いと考えております。

そして3点目、今回のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正につきまして、9月1日の内容で施行されてくるものにつきましては、議案第34号に、寒川町手数料条例の改正というものが関わってくるものでございます。

以上でございます。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、デジタル庁長官、またデジタル庁の責任者は内閣総理大臣、これに関して町としては影響はないということですけど、デジタル社会の形成を図る関係法律ということで、国会内ではかなりいろんな議論がされたということで、これに関して個人情報の保護とか、そういうものに関して様々マイナンバーを使った情報提供というものができてくるように進められると懸念しているわけなんですけど、それに関して町としてはどのように考えているのかお聞きします。

【黒沢委員長】 山田委員、今の質問ですけど、今回の条例改正は、あくまでデジタル庁の長が総理大臣に代わることで、それから、その中で企業同士のやり取り、個人情報のやり取りが可能になるということが増えたので条ずれが起きるという内容です、改正については。ですから、マイナンバーカードで個人情報を扱うことの是非を問うところではないので、今の質問としてはいかがなのかなと思うわけなんですけども、答えますか、担当として。なかなかその是非は職員としては答えられない部分だと思うんですよ、様々な見解があるでしょうから。町の職員としては国で決められたことをしっかりと法令遵守して遂行していくということが、地方自治体の職員の役割ですから、それをちゃんと理解した上で質問もしていただきたいわけなんですけども、答えられないですよ、それはね。

野崎部長。

【野崎総務部長】 基本的に今、委員長に言っていたとおりで、国の法律の改正に伴って私どもの条例が引用しているような部分で今回変更があるという内容になっています。お答えすべきじゃないかもしれませんが、今言っているような内容については、国でも今回の法改正があった後に、個人情報の保護に関する法律の施行令ですとか、個人情報保護委員会規則ガイドライン等をこれから整備する予定であって、整備されればまた情報が来るということですので、そういった面で注視していただければと思います。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ないようですので、これで質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第34号 寒川町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 皆さん、こんにちは。本会議に引き続きまして、総務常任委員会にてご審議を賜

り、誠にありがとうございます。

それでは、議案第34号 寒川町手数料条例の一部改正につきまして、徳江町民窓口課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 徳江町民窓口課長。

【徳江町民窓口課長】 それでは、議案第34号 寒川町手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。

初めに、本議案の対象となります個人番号カードにつきましては、平成27年10月に施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、国民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図ることなどを目的に、個人番号カードの発行を推進しているところでございます。そして令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われ、個人番号カードにつきまして、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと申し上げますが、発行主体として明確化されまして、合わせて個人番号カードの再交付手数料につきまして、同機構が定め、調整することができるようになったため、寒川町手数料条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、タブレット資料の6分の3ページ、寒川町手数料条例新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

本会議場にて部長からご説明させていただいておりますので、主な改正点のみご報告させていただきます。手数料を徴収する事務及びその額を規定しております第2条第1項第4号でございまして、個人番号カード再交付手数料1枚800円を削除いたします。これによりまして、次の第5号を第4号に改めるほか、以下資料に記載のとおり、次項、4ページ、5ページ、6ページまで各号が順次繰り上がるものでございます。

最後に附則といたしまして、施行期日を本年9月1日としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしということで、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この後、討論、採決と進んでいくわけですが、討論のための休憩はお取りしたほうがよろしいでしょうか。

【山田委員】 10分ほど休憩を。

【黒沢委員長】 10分でいいですか。45分ぐらいまで休憩しましょうか。

それでは、13時45分まで暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。議案第33号 寒川町個人情報保護条例の一部改正について、討論はありませんか。まずは反対の立場の方の討論から。

山田委員。

【山田委員】 それでは、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正ですけど、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う条文の整理ということですけど、これに関して今回はデジタル庁の中で責任者は内閣総理大臣になるという条文の改正と、番号法の改正による条文のずれということですけど、これに関して個人情報の人権が守れるのか、また町民の利益になるのか不確定なところがあります。また、国が定めたシステムによって地方自治体独自の情報システムなども難しくなるのではないかとということもありますので、反対といたします。

【黒沢委員長】 次に、賛成の立場の方の発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 他に討論はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 寒川町手数料条例の一部改正について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたしますが、最後に副委員長からご挨拶をお願いいたします。

【吉田副委員長】 皆様、円滑なご議論にご協力いただきましてありがとうございました。

これにて総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時47分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 黒 沢 善 行